

スタンダード&プアーズ

2014年3月6日

サービス評価:

アイ・アール債権回収株式会社

無担保商業用ローン・スペシャル・サービサー

総合評価: 能力が極めて高い

組織と経営: 能力が極めて高い

債権管理回収能力(スペシャル・サービシング): 能力が極めて高い

財務信用能力: 懸念なし

アウトルック: 安定的

アナリスト:

村上和聡、東京 電話 03-4550-8673

主な評価要因

強み

- 無担保商業用ローンのスペシャル・サービシング業務において有意な実績を有しており、今後もその維持が見込まれる。
- 高水準の内部統制体制を構築しており、今後も維持が見込まれる。

課題

- サービス業界を取り巻く環境が厳しいなか、業務を一層発展させていくこと。

課題への取り組み

- 業容の拡充については、重要な経営課題として取り組んでいく方針を有している。

前回評価からの主な変化

- 社員のコンプライアンスに対する意識を一層高めるべく、関連する研修を拡充した。

* サービス評価は当社が「関連業務」として提供するものであり、「信用格付」または規制の対象となる「信用格付業」にはあたりません。

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービシズ（以下「S&P」）は2013年12月24日付で、アイ・アール債権回収（以下「アイ・アール」）の無担保商業用ローン・スペシャル・サービサーとしての総合評価を「能力が高い」から「能力が極めて高い」に引き上げた。アウトルックは「安定的」である。アイ・アールは、アコムの子会社である。

アイ・アールのサービサー評価は、主として以下の要因に基づいている。

- 無担保商業用ローンのスペシャル・サービシング業務において有意な取り扱い実績を持つ。
- 経営効率の向上を意図した組織体制を維持している。
- 経営陣、担当者ともに、無担保・無剰余を含む商業用ローンの不良債権処理において豊富な経験を有している。
- 業務推進手順が綿密に規定され、簡潔にまとめられている。
- 個人情報をはじめ、重要情報の管理体制が整備されている。
- 内部監査を適切に実施している。
- 内部統制体制の構築に注力している。
- 研修・教育制度が整備されている。
- データのバックアップ体制を適切に整備している。
- 業務運営を効率的にサポートできるよう、コンピューター・システムが整備されている。
- 回収業務のプロセスが適切に整えられている。
- 回収金の管理が適切である。
- 回収担当者1人当たりの受け持ち債務者数が適切である。

アウトルック：安定的

アイ・アールの主要業務には、無担保ならびに有担保商業用ローン、小口無担保債権の買い取りと回収が含まれる。会社全体で業務効率を向上させるべく、特に2011年3月までは数回にわたって組織改編を実施していたが、2011年4月以降、組織や各部室の人員数において大きな変動はない。アイ・アールは、内部統制、社内研修、サービシング業務にかかわる重要データのバックアップに関して、堅固な体制を整備している。S&Pは、同社が無担保商業用ローンのスペシャル・サービサーとして、長期にわたる実績を有することを確認した。

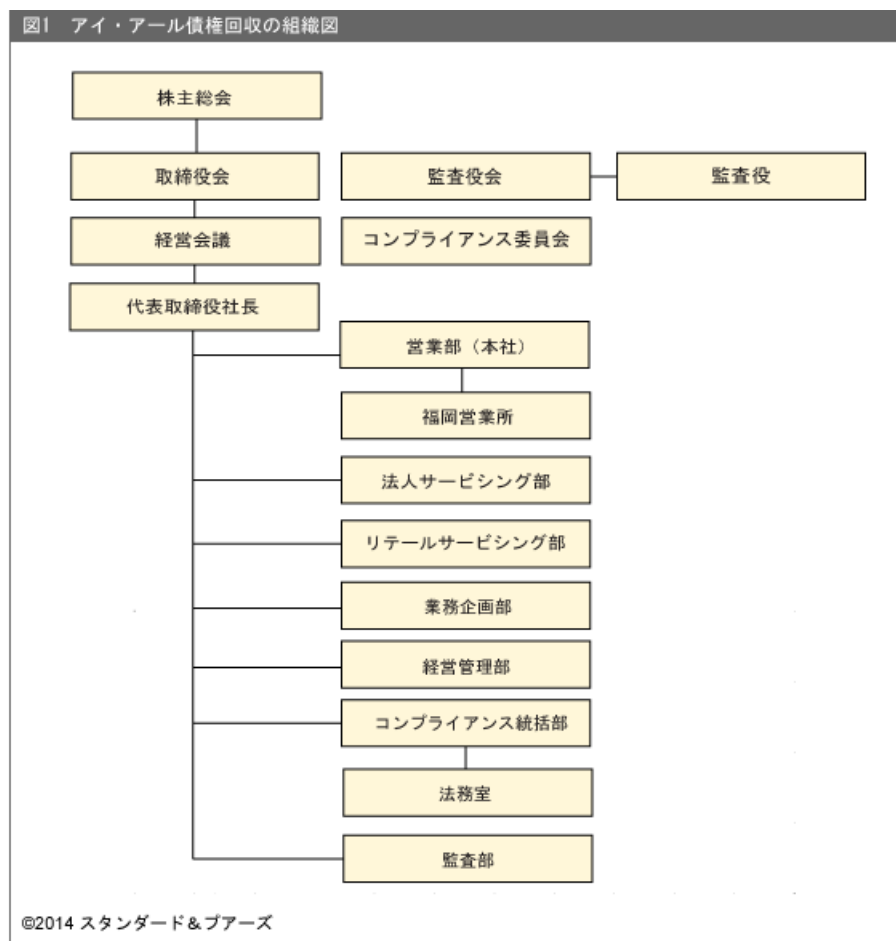
S&Pは、アイ・アールがこれまでに整備した内部統制体制や社内研修を維持・発展させていくものとみており、今後も状況を確認していく。サービシング業務の進捗状況についても、同様に確認していく。

プロフィール

アイ・アールは、2000年6月に設立されたサービサーである。アコム資本投資を受け、2001年6月に債権管理回収業に関する特別措置法（サービサー法）に基づく法務大臣の営業許可を国内で51番目に取得し、事業を開始した。2006年1月、アイ・アールは、ディーシーカード（現三菱UFJニコス）の子会社だったディーシー債権回収を吸収合併した。2008年2月には、アコムがアイ・アールの全株式を保有し、アコムの完全子会社となった。なお、アコムは2008年12月に、三菱UFJフィナンシャル・グループの連結子会社となった。

アコムとの関係は緊密で、経営層を含む人材の提供、運転資金の融資、内部統制体制の構築等の面において幅広い支援を受けている。ビジネス面においても、個人向け無担保債権について、アコムからの債権買い取り実績があり、アコムグループの一員としての位置づけは明確である。

なお、取扱債権のうち事業者向け債権には、不動産担保付債権と担保処分済み債権の両方が含まれるが、昨今は後者の回収に注力している。



アイ・アールの組織図を図1に示す。アイ・アールには2013年10月1日時点で、取締役5名、監査役3名（うち非常勤2名）、正社員140名（管理職71名、一般社員69名）、その他の社員（準社員、臨時社員、派遣社員）18名が在籍している。主な構成部門と業務内容は、以下のとおり。

営業部： 債権の買い取りおよびサービシング業務の受託関連の営業、債権のデューデリジェンスを実施している。福岡には営業所を設置している。所属社員は28名（福岡営業所の4名を含む）。

法人サービシング部： 主として事業者向け債権および住宅ローンのサービシング業務を実施している。事業者向けの債権には有担保と無担保の両方が含まれる。5つの回収チームと事務チームで構成され、所属社員は52名。

リテールサービシング部： 主として個人向け無担保債権のサービシング業務を実施している。3つの回収チームと事務チームで構成され、所属社員は42名。

業務企画部： 全社的な業務プロセスの整備、情報セキュリティの管理、個人情報保護に関する体制整備、システムの維持・管理等を担当する。所属社員は7名。

経営管理部： 経営計画の立案、組織編制、予算管理、取締役会等の運営、財務、経理、人事、教育、総務、広報、取扱債権の評価等を担当する。所属社員は18名。

コンプライアンス統括部： 全社的なコンプライアンス体制の整備、法務全般、業務で使用する各種書類の法的審査、訴訟対応への支援、苦情対応、監督省庁対応、モニタリング業務等を担当。所属社員は5名。

監査部： 内部監査全般を担当。指摘事項の改善、再発防止に関する助言等も行う。所属社員は3名。

組織と経営：能力が極めて高い

管理職および担当者の業務経験

管理職および回収担当者は、事業者向け債権の取り扱いと買い取り業務において豊富な経験を持ち、効率的な業務の遂行に貢献している。法人サービシング部の管理職は平均で約17年、担当者は約13年の債権回収業務の経験を有している。担当者は、当該債権の回収における債務者との交渉など、重要な役割を担っており、担当者の経験が重要な要素となっている。

営業部においても、社員のほとんどが金融機関出身者である。管理職は平均で約17年、担当者は約10年の金融業界での経験を有している。業務企画部、経営管理部においても、社員の大半は金融業界での経験を持つ。

業務展開計画

アイ・アールの短期・中期的な業務計画には、以下の項目が含まれている。

- 事業者向け債権、住宅ローン債権および個人向け債権のスペシャル・サービシング業務の強化
- 収益性と今後の安定収益を意識した営業力の強化
- 全社的なコンプライアンス活動の強化と充実
- 現行規模での組織・人員配置の最適化の推進
- 業務遂行の効率性の向上を意識したシステム化の推進

内部統制体制

アイ・アールは、コンプライアンス遵守を最重要経営課題の1つと位置づけ、その徹底を図ることを目的として、以下の対応を実施している。

コンプライアンス委員会の運営： アイ・アールは、全社的にコンプライアンスを強化・徹底することを目的に、コンプライアンス委員会を設置、運営している。同委員会は、コンプライアンス統括部が事務局となり、月次で開催され、コンプライアンス上の重要課題、法令遵守施策の進捗状況、課題事項に関する改善状況、社内規程の適切性、取扱債権の特定金銭債権判定の適正、コンプライアンス関連の違反行為の有無、反社会的勢力への対応等を確認し、必要に応じて対応のための企画・立案等を行う。委員長は取締役弁護士が務め、委員は、代表取締役、取締役、各部室長および委員長が必要と認めた者である。

リスク管理体制の構築： アイ・アールは、リスク管理規程を定め、収益確保を阻害する要因を広範な意味でリスクと認識し、さまざまなリスクに対して回避、低減、移転、受容等、適切な方針を策定し、方針に則った対策を講じている。具体的には、各リスクに対する担当部室を「個別リスク管理部」として定め、対応の責を負わせている。経営管理部は、全社的な経営リスクを管理するために、個別リスク管理部から必要な情報を収集し、リスクを一元管理するとともに、個別リスク管理部と協働で重点的に取り組むべきリスクを特定し、対応方針の策定、それらリスクの管理状況のサーベイランスを進める。経営管理部は半期ごとに、全社で取り組むべきリスクおよび各部で対応しているリスクの管理状況を評価し、結果を取りまとめ、経営会議で報告する。経営会議では、経営管理部の報告に基づき、評価の妥当性について審議を行う。

規程類の整備： アイ・アールは、内部統制体制整備の一環として、経営、組織権限、内部統制、各種内部管理、業務等に関して詳細な規程類を整備している。社員は各自、イントラネットで規程類を閲覧することができる。

コンプライアンス関連研修の実施： アイ・アールは全社員を対象に、年2回、コンプライアンスの理解および周知徹底を図るために研修を実施している。2013年度に実施した研修テーマには、法務省検査指摘事項、反社会的勢力との取引防止、個人情報保護、行動基準等が含まれている。講師は、コンプライアンス統括部長などである。

回収担当者の交渉通話の録音： アイ・アールは回収担当者と債務者の通話をすべて録音しており、管理職が定期的に担当者の交渉内容や回収手法のサーベイランスを行う体制を維持している。録音された通話については、コンプライアンス統括部も継続的に検証している。

2012年度、アイ・アールは、コンプライアンス推進マニュアルを制定するとともに、各部室において、コンプライアンス推進責任者およびコンプライアンス推進担当者を任命することとし、社内のコンプライアンス推進の実行性の確保を図った。

2013年度のコンプライアンス推進計画の骨子には、「アコムグループ倫理綱領」「行動基準」「行動指針」に基づく「法令等遵守」の徹底、「風通しのよい、働きやすい職場環境の醸成」「職務に関する関連法令等の知識習得のための教育」「コンプライアンス実践状況に関するモニタリングの推進」「コンプライアンスに関する社会的要請への的確な対応」などが含まれている。アイ・アールはこれらの計画に基づき、各部室において研修を実施している。2013年度上期の、従業員1人当たりの研修参加時間は約12時間であった。

S&Pは、アイ・アールが内部統制体制のさらなる確立へ向けて適切な対応を実施していると認識している。今後の運営実態も引き続き確認していく。

内部監査・検査体制

アイ・アールでは内部監査規程に基づき、監査部が、監査対象部室、予定時期、予定期間を記載した監査実施計画書を作成し、以下の監査を実施している。

業務監査： 各部室の業務運営について、関連法令、各種社内規程、業務マニュアル、社内通達等に従い、業務が適正かつ効率的に実施されているかどうかを検証する。全部室を対象に、年1回実施される。

法務省検査結果対応状況の監査： 過去の法務省検査における課題等の改善策が定着し、継続的に実施されているかどうかを監査する。全部室を対象に、年1回実施する。

情報セキュリティ監査： 全部室を対象に、個人情報等の管理が適切になされているかどうかを検証する監査。プライバシーマーク認定に求められるレベルの情報管理が維持されているかどうかを検証する。実施頻度は年1回。

監査部は、指摘事項、是正のための対応等について結果を取りまとめ、被監査部室、常勤取締役、監査役に報告するとともに、被監査部室が適切な対応を実施しているかどうかを確認する。また、監査部は、毎月のコンプライアンス委員会に監査結果を報告するとともに、四半期ごとに監査結果を取りまとめ、取締役会に報告している。

アイ・アールでは、監査部が実施する監査のほか、各部室が自主点検を行っている。自主点検には、1) 日常業務における情報セキュリティに関連する点検（月次で実施）、2) 社員としての行動基準等、コンプライアンスに関連する点検（半期に1度実施）、3) 債務者に対するカウンセリング、法定帳簿の整備等、日常業務に関する点検（半期に1度実施）——などが含まれる。また、年1回の頻度で、親会社のアコムの監査部が監査を実施する。アコムの監査部による直近の監査は2013年7月から8月にかけて実施され、主要業務のリスクに対する内部統制の有効性、反社会的勢力との取引防止、内部監査活動状況、特定金銭債権の判定等が、監査の対象であった。当該監査において、重要と判断される指摘事項はなかった。

アイ・アールは、上記の内部監査のほかに、法務省によるサービサー会社に対する検査と、監査法人による会計監査を受けている。

個人情報保護法および情報漏洩防止対策

アイ・アールは、個人情報に関するセキュリティ管理体制の構築に注力している。詳細な個人情報保護マニュアルを制定し、全社員に対し、個人情報の適切な管理を徹底することを目的として、定期的に研修を実施している。監査部は、情報セキュリティ監査を通じて、各部室において個人情報管理が適切になされているかどうかを検証する。アイ・アールは2005年6月に、一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの認定を取得して以来、これまでに4回更新し、現在も認定を維持している。

業務関連マニュアル

アイ・アールは、業務全般に関する事務マニュアルとともに、回収業務推進のためのカウンセリング業務ハンドブックを整備している。前者には、総務事務全般、債権の買い取り・受け入れ・回収、郵便物等の取り扱い、入金処理、帳簿管理、収益管理、経理、債権査定業務、法務事案処理等の事務について、実行すべき事項が、業務フローとともに明確かつ詳細に記載されている。後者は、回収業務を遂行する際に重要な要素となる、債務者に対するカウンセリングの方法等について、詳細に説明している。

マニュアル類は全社員がイントラネットで閲覧することができる。新規の制定、内容の改正、社員への通達等は主管部室が行い、全体の管理は業務企画部が行う。

事務マニュアル、カウンセリング業務ハンドブックともに分かりやすく記載されていること、社員が容易に必要なマニュアルを参照できることは、効率的な業務の推進に役立っていると考えられる。

研修制度

アイ・アールは、経営管理部が主管部室となり、研修運営を統括している。2013年度の基本方針は、1) 社員の知識・技能の向上を援助する、2) 新任管理職に対するマネジメントスキルの向上を通じて組織の強化を図る、3) 職位間のコミュニケーションの向上、4) 社員各人の関連法令等の理解度を促進するための研修の実施、5) コンプライアンスに対する社員の意識の強化を図る——ことである。研修は、集合研修、各部室主管の研修（OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）を含む）、業務に関する自主点検、eラーニング、自己啓発トレーニングに大別される。

2012年度、社員1人当たりの年間研修時間は約23時間であった。2013年度は上述の各部室におけるコンプライアンス関連研修等が加わるため、社員1人当たりの年間研修時間は20時間以上増加

する見込みである。アイ・アールは、サービサー業務と密接な関係を持つ外部団体が認定する資格の取得推進にも注力している。2013年10月15日時点で、138名がLSアセットマネージャー検定の資格（一般社団法人全国サービサー協会認定資格）を有している。また、アイ・アールは、法人サービシング部とリテールサービシング部において頻繁に行われるミーティングを活用して、サービシング業務の遂行にかかわる有用な手法を、社員間で共有化するよう図っている。

研修内容は、以下のとおり。

<集合研修>

入社研修： 新入社員を対象に、会社概要、コンプライアンス、個人情報保護、PCの取り扱いに際しての注意事項等をテーマに実施する。

テーマ別研修： 1) コンプライアンス研修および個人情報保護研修（いずれも全社員を対象に、年2回実施）、2) 法務知識の向上と実務への活用を目的として、ほぼ月次で実施している法務研修（関連部室の社員が対象）など。

階層別研修： 各役職に期待される能力の育成を目的とした研修。2013年度には、主任以下の社員を対象としたコミュニケーション力の向上や、新任管理職を対象としたマネジメント力向上を意図した研修を実施。

<各部室が主管する研修>

各部室において業務を遂行する際に必要な能力を育成するために実施する研修。管理職による職場での面談指導、およびコンプライアンス関連活動等が含まれる。特に法人サービシング部においては、個別性の高い債権を取り扱うことも多く、社員の回収能力の向上が重要と認識しており、チームリーダーがロールプレイングの手法を用いながら、回収担当者の対債務者交渉力の向上を図るなど、実践的な研修を実施している。

<業務に関する自主点検・eラーニング>

各社員が業務マニュアルや規程類について理解を深めるために、eラーニング方式で実施している。

<自己啓発トレーニング>

通信教育： 業務関連知識、技能の習得を目的に、全社員に受講を奨励している。

外部セミナーへの参加： 一般社団法人全国サービサー協会等、外部団体が主催する研修会への参加を促している。

業務サポート・システム

アイ・アールのサービシング業務には、アイティフォーが開発した「TCS (Total Collection System)」と呼ばれるシステムを使用している。同システムの特徴は、以下のとおり。

- 管理情報には債務者概要、債権内容、買取価格、担保、債務者との交渉記録、回収履歴、譲渡元や委託元に関する情報、和解、債権放棄、出延等、法的処理に関する記録が含まれている。
- 債務者への各種通知書、法的処理に必要な帳票類を作成する機能を有している。
- 債務者単位で全法定帳簿を簡易な操作で出力する機能を有している。
- サービシング業務に関する各種レポート作成機能を有している。
- 回収金に関する入金充当処理機能を有しており、サービシング業務にかかわる経理処理を支援している。
- システムの利用と操作のために、包括的かつ平易なマニュアルが整備されている。

同社のサービシング・システムは操作が容易で、かつ回収担当者が必要な情報に迅速にアクセスできることから、効率的な業務の遂行に役立っていると考えられる。また、システム専門の社員が3名在籍しており（2013年10月31日時点）、通常のシステムトラブルには十分に対応可能である。非常時には、提携先の専門家が来社して対応する体制にある。これまでに大きなシステムトラブルは発生していない。

サービシング・システムのバックアップおよび災害復旧計画

アイ・アールのサービシング・システムのデータは、日次で磁気テープにバックアップされているほか、福岡営業所に設置しているバックアップ・サーバーに転送されている。2012年3月、同サーバーにおいて、ほぼリアルタイムでデータを保存する体制を整えた。サーバーの容量は問題なく、業務量が拡大しても対応可能である。

S&Pは、アイ・アールのデータの保管維持体制は、1) 本社に設置しているサーバーが同時に二重にデータを保存する機能を有しており、1つの保存媒体（ディスク）への保存に支障が生じても別のディスクに保存されているデータを使用できる、2) 両方のディスクが同時に機能しなくなった場合には、日次で保存している磁気テープからサーバーにデータを読み込ませることによって対応が可能である、3) 必要に応じて、本社のサーバー機能を、常時稼働している福岡営業所のバックアップ・サーバーに切り替えられる——ことから、リスク要因ではないと考えている。

アイ・アールは、実際に年に2回以上の頻度で保存している磁気テープおよびテストサーバーを用いてデータの復元が可能であるということを確認している。加えてアイ・アールは、大規模災害やシステム障害等の事象の発生により、事業の継続に支障が生じた場合にも、事業を可能な限り速やかに再開させるために、別途、事業継続管理規程を定め、発生した事象の内容やレベルに応じた対策を講じている。

訴訟関連

現在、アイ・アールが被告となる訴訟はない。

債権管理回収能力(スペシャル・サービシング)：能力が極めて高い

業績

法人サービシング部における買取無担保債権の回収実績を、表1に示す。買取債権とその後の回収状況は、経過期間に応じて、買取額との対比が可能な形で管理されている。また、債権種類別、債権所在地別等でも管理されている。

表1 買取無担保債権の回収実績					(単位:百万円)
	2010/3	2011/3	2012/3	2013/3	2013/9
債権元本残高(額面)	3,231,656	3,322,593	3,424,874	3,669,387	3,828,367
回収期間	2009/4-2010/3	2010/4-2011/3	2011/4-2012/3	2012/4-2013/3	2013/4-2013/9
回収額	3,272	3,020	2,069	2,692	1,486

事業者向け債権サービシング担当部門

事業者向け債権のサービシング業務を担当している部門は、前述のとおり、法人サービシング部である。同部は、5つの回収担当チームと事務チームで構成されている。回収担当チームのうち3チームが事業者向け債権を、2チームが住宅ローン債権を取り扱っている。2013年10月現在、各チームには、チームリーダーならびに6-9名の担当者が所属している。事業者向け債権は、債権の買取額、未回収期間の長短、回収の難易度等を勘案後、相応の回収経験を有すると判断された担当者に割り当てられる。回収事務を担当する事務チームには13名が所属しており、回収担当者は各自の回収業務に専念できる体制を維持している。

回収業務と推進プロセス

回収における債務者との交渉は、主に訪問や来社による面談によって行われるとともに、文書または電話による交渉も行われる。債務者との交渉について、留意点を記載した詳細なマニュアルが整備されており、回収担当者は必要に応じて参照できる。買取額が一定額以上の債権は、チームリーダー自らが回収を担当する。また、買取額に応じて、回収方針をチームリーダーが作成した上で、担当者が回収に当たる場合もある。買取額が大きい債権については、月次で回収方針を見直すとともに、役員に対して説明を行っている。買取額が比較的小額の債権については、おおむね3カ月ごとに、または必要に応じて、回収方針を見直している。

譲受債権の価格決定方法

譲受債権の価格は、以下の手順で決定される。

1. 営業部のデューデリジェンス・チームが、債権譲渡元から取得した情報、過去の入札、回収状況等を分析し、価格を算定する。
2. 算定された価格に対して、サービシング担当部室が回収可能性を考慮した二次査定を実施する。
3. 営業部が算定する評価額と二次査定の評価額を比較考慮するために、プライシング会議を開催する。同会議で最終的な価格を決定し、社長の決裁を得て初めて、譲渡元に価格を提示することとなる。同会議の主要メンバーは営業およびサービシングの担当役員、営業部長、該当買取債権担当サービシング部長であり、一定額以上の重要案件の場合は社長も出席する。事務局は営業部が担当する。

譲受債権の価格決定に関しては、営業部とサービシング部で査定価格に乖離が生じる場合があるが、プライシング会議には中立的な立場にある社長や役員も参加して最終価格が決定されることから、偏った意見が採用されることはなく、適正な判断を下せる体制を維持している。

サービシング・システムへの債権データの登録

システムへの債権データの登録は、営業部のデューデリジェンス・チームが主体となって、規定の手続きに従って実施される。

- 営業部のデューデリジェンス・チームの担当者は、同部の営業チームから案件に関連する書類を受領し、それらに基づき、システムに登録するデータベースを作成する。
- 作成されたデータベースの内容は、別の担当者および管理職によって再確認される。
- 特定金銭債権判定の適正には特に注意が払われており、担当者レベルでの確認と弁護士による判定が実施される。なお、特定金銭債権判定の適正確認のために、特定金銭債権判定の手引きが整備されている。
- データベース確認後のTCSへのデータ移行は、2回の検証を経て実施される。

担当者の受け持ち債権

2013年10月末時点で、法人サービシング部の事業性債権を取り扱っている回収担当者は、1人当たり200-300の債務者を担当している。無担保債権の割合が高いこと、回収担当者の業務経験、システムの機能および活用性を勘案すれば、業務量はおおむね適切と考えられる。

回収金の管理

回収は通常、債務者からの銀行振り込みによって行われる。銀行が提供する入金照合サービスを利用すると、債務者ごとに口座番号を割り当てられることから、入金処理が容易に実行される。入金された額が、TCSに登録されている予定額と異なる場合には、回収担当者が即座に把握できるようになっており、必要に応じて速やかに督促を実施できる。出金が必要な場合には、経営管理部の総務経理チームが実行する。具体的には、担当者が起票した後に経理担当者と管理職が確認し、ネットバンクを活用して出金を実施する。原則として、銀行振り込み以外の出金はない。

委託者向け回収報告書

アイ・アールは、委託元の要望に応じた形式と頻度で、回収報告書を委託元に提出している。レポートはTCSを用いて容易に作成できることから、作成上の作業負担は軽い。必要に応じて個別レポートを作成することもあるが、必要なデータはTCSから出力している。

弁護士との関係

アイ・アールは、取締役弁護士を1名迎えているほか、弁護士1名を常駐させており、計2名の弁護士が在籍している。また、業務を熟知している外部の弁護士と常に連絡が取れる体制を維持している。

財務信用能力：懸念なし

S&Pは、アイ・アールの財務信用能力について、特段の懸念はないと判断している。

関連評価規準と関連リサーチ

関連評価規準

2009年4月22日付「サービサー評価規準:セレクト・サービサーの規準を変更」

2004年9月21日付「Servicer Evaluation Ranking Criteria: U.S.」(英語版のみ)

Copyright © 2014 Standard & Poor's Financial Services LLC, a part of McGraw Hill Financial. All rights reserved.

本稿に掲載されているコンテンツ（信用格付、信用関連分析およびデータ、バリュエーション、モデル、ソフトウェア、またはその他のアプリケーションもしくはそのアウトプットを含む）及びこれらのいかなる部分（以下「本コンテンツ」といいます。）について、スタンダード&プアーズ・ファイナンシャル・サービスズ・エル・エル・シーまたはその関連会社（以下、総称して「スタンダード&プアーズ」）による事前の書面による許可を得ることなく、いかなる形式あるいは手段によっても、修正、リバースエンジニアリング、複製、頒布を行うこと、あるいはデータベースや情報検索システムへ保存することを禁じます。本コンテンツを不法な目的あるいは権限が与えられていない目的のために使用することを禁じます。

スタンダード&プアーズ、外部サービス提供者、およびその取締役、執行役員、株主、従業員あるいは代理人（以下、総称して「スタンダード&プアーズ関係者」）はいずれも、本コンテンツに関して、その正確性、完全性、適時性、利用可能性について保証いたしません。スタンダード&プアーズ関係者はいずれも、原因が何であれ、本コンテンツの誤謬や脱漏（過失であれその他の理由によるものであれ）、あるいは、本コンテンツを利用したことにより得られた結果に対し、あるいは利用者により入力されたいかなる情報の安全性や維持に関して、一切責任を負いません。本コンテンツは「現状有姿」で提供されています。スタンダード&プアーズ関係者は、明示または黙示にかかわらず、本コンテンツについて、特定の目的や使用に対する商品性や適合性に対する保証を含むいかなる事項について一切の保証をせず、また、本コンテンツに関して、バグ、ソフトウェアのエラーや欠陥がないこと、本コンテンツの機能が妨げられないことがないこと、または、本コンテンツがいかなるソフトウェアあるいはハードウェアの設定環境においても作動することについての保証を含む一切の保証をいたしません。いかなる場合においても、スタンダード&プアーズ関係者は、損害が生じる可能性について報告を受けていた場合であっても、本コンテンツの利用に関連する直接的、間接的、付随的、制裁的、代償的、懲罰的、特別ないし派生的な損害、経費、費用、訴訟費用、損失（損失利益、逸失利益あるいは機会費用、過失により生じた損失などを含みますが、これらに限定されません）に対して、いかなる者に対しても、一切責任を負いません。

本コンテンツにおける、信用格付を含む信用関連などの分析、および見解は、それらが表明された時点の意見を示すものであって、事実の記述ではありません。スタンダード&プアーズの意見、分析、格付けの承認に関する決定（以下に述べる）は、証券の購入、保有または売却の推奨や勧誘を行うものではなく、何らかの投資判断を推奨するものでも、いかなる証券の投資適合性について言及するものでもありません。スタンダード&プアーズは、本コンテンツについて、公表後にいかなる形式やフォーマットにおいても更新する義務を負いません。本コンテンツの利用者、その経営陣、従業員、助言者または顧客は、投資判断やその他のいかなる決定においても、本コンテンツに依拠してはならず、本コンテンツを自らの技能、判断または経験に代替させてはならないものとします。スタンダード&プアーズは「受託者」あるいは投資助言者としては、そのように登録されている場合を除き、行為するものではありません。スタンダード&プアーズは、信頼に足ると判断した情報源から情報を入手してはいますが、入手したいかなる情報についても監査はせず、またデューデリジェンスや独自の検証を行う義務を負うものではありません。

ある国の規制当局が格付け会社に対して、他国で発行された格付けを規制対応目的で当該国において承認することを認める場合には、スタンダード&プアーズは、弊社自身の裁量により、かかる承認をいかなる時にも付与、取り下げ、保留する権利を有します。スタンダード&プアーズ関係者は、承認の付与、取り下げ、保留から生じる義務、およびそれを理由に被ったとされる損害についての責任を負わないものとします。

スタンダード&プアーズは、それぞれの業務の独立性と客観性を保つために、事業部門の特定の業務を他の業務から分離させています。結果として、スタンダード&プアーズの特定の事業部門は、他の事業部門が入手できない情報を得ている可能性があります。スタンダード&プアーズは各分析作業の過程で入手する非公開情報の機密を保持するための方針と手続を確立しています。

スタンダード&プアーズは、信用格付の付与や特定の分析の提供に対する報酬を、通常は発行体、証券の引受業者または債務者から、受領することがあります。スタンダード&プアーズは、その意見と分析結果を広く周知させる権利を留保しています。スタンダード&プアーズの公開信用格付と分析は、無料サイトの www.standardandpoors.com、そして、購読契約による有料サイトの www.ratingsdirect.com および www.globalcreditportal.com で閲覧できるほか、スタンダード&プアーズによる配信、あるいは第三者からの再配信といった、他の手段によっても配布されます。信用格付手数料に関する詳細については、www.standardandpoors.com/usratingsfees に掲載しています。